

大和事業所から撤退か

入居者減少に伴う カフェテリアの縮小

大和事業所では9月6日よりC館2階と3階で営業していたカフェテリアが2階のみとなりまし

た。その影響で、混み合

つよつよになり、且つメニューも減りました。実

施の1週間前に総務から

「ここ数年で大和事業所

は、開設当初と比較しま

すと入居部門の移転に伴

う入居者数の減少・社員

の勤務形態の変等もあ

り、カフェテリア利用者

の減少がみられます」と

の内容を含むお知らせが

ありました。

これを大和事業所の勤

務の多くの従業員は「大

和事業所からの撤退が決

まったのでは」という意

味でとらえたと思います。

大和事業所から、

別会社の移転が始まる

2005年に会社分割

されたレノボ・ジャパン

の開発部門が年内に横浜

市のみなどみらいに入居移

転、そして、2007年

に会社分割されたインフ

ォプリント・ソリューションズ・

ジャパンの開発

部門が来年初めに東京へ

の移転を予定しています。

大和事業所では、この

空きスペースの利用方針

が打ち出されないため、

大和事業所の賃貸契約を

終了し、ここ1〜2年で

閉鎖されるのではないか

と囁かれています。

従業員に大和の事業所

の将来計画を説明せよ

会社に要求したいのは、

情報公開をしろというこ

とです。会社分割された

2社は、早くに大和から

の撤退説明を従業員に対

しを行い、影響を最小限に

する努力をしています。

それが会社の従業員に対

する配慮です。

住居の引越しを伴った移

動が発生したり、単身赴

任者がたり、そして子

供の進学先にも影響が出

るような移転計画は、十

分な時間を設ける必要が

あり、私たち組合は、早

期の情報開示を求めます。

金属反合 本社前 大岡委員長デビュー

9月16日、激しい雨が降る中、IBM本社前で金属反合の宣伝行動が実施され、就任後本社前初の委員長あいさつとなる大岡委員長が支援の人々に力強く訴えました。大和事業所における自殺、出張先での組合員の死に対する会社の対応あるいは隠蔽体質について、舌鋒鋭く指弾しました。



(1面より続き)

分会との場を持つことは継続するつもりだ。施設など事業所のことはあつかう。

組 事業所長は労働安全衛生について法的に責任がある。にもかかわらず

事業所長に対する安全衛

生にかかわる組合の申入

れについても労務から回

答が来るのはおかしい。

ます事業所長の職掌につ

いて明示することを要求

する。

今回の団交は比較的静

かに終わりましたが見え

てくるものがありました。

社員が過労死するまで

管理せずに働かせる利益

一辺倒の姿

勢、労働に

対して賃上

げで報いる

ことなく社

員の生活の

維持など全

く顧慮しな

い会社の態

度、特に普

通に働いて

も最低保障給を下回る給与制度を見れば会社は長期的な視点で経営を考えているとは思えません。短期的に社員から絞るだけ絞って、報いることをしない姿勢は、中国やインドから高利益を得られるので、もう日本の役割は終わったから日本での企業経営を縮小・撤退しようというコーポレーションの意図を感じます。ただIBMとして企業経営の縮小は世界的なことであり、短視眼的に会社の株価上昇のみを志向する経営は、ストックオプションがらみで引退も間近な会長の私利私欲の追及と運動しているものと思われま

す。

最後にひとこと。最終的に自分の身を守るの自分だけである、という

自覚を持つて行動してく

ださい。また、職場での

状況があまりにもひどく

このままでは自分の身も

危ない、と思ったら、組

合に相談していただくの

もひとつの手です。ウェ

ブサイトのメールアドレス

ムから気軽に相談してく

ださい。

過労死や自殺を防止する為に

勤務記録・残業は正確に記録・報告を

3月の大和事業所での自殺事件に続いて、8月にも組合で中核を担っていた社員が、駐在先のホテルで亡くなるという痛ましいことが起こりました。

利益確保を目的として、お客様へのサービスを提供している現場で人が減らされ、残された人に過重な仕事がかかっている現状を、これらの事実はよく物語っています。そんな中、労働者としてひとりひとりの社員がよく自覚し実践しておくべきことをまとめてみました。

その1

勤務時間の記録

まず最初にやるべきことは、労働時間を正しく記録し、正しく申告することです。ビジネスコンダクトガイドラインにも「3・6 情報の記録と

報告」の項目に書かれて

いますし、2010年6月21日の橋本社長発した「自由闊達な企業文化の醸成のために、ワークフレキシビリティを推進

と勤務時間管理について

でも伝達されています。

勤務報告対象者であるか

ないかにかかわらず、勤務時間の記録は「手もと

にメモで」残しておくこ

とが必要です。これは方

が一の時の労災申請をするにあたって、強力な証

拠になります。

その2

裁量勤務の残業記録

裁量勤務対象者については、裁量勤務手当が出るからという理由で残業時間を実際の勤務時間通りにつけていない人もいるかも知れませんが、深夜および休日勤務分について、裁量勤務手当を超える分は支給されま

す。

で、正しく申告すること

は家計面から見ても重要

です。

その3

健康診断の受診

ILC・

e Att の入力

また、会社はILCや

e Attendanc

e の入力内容を人員配置

において参考になりますの

で、正しい申告が行われ

ない場合、必要な人員配

置が行われず、さらに勤

務過重になる可能性すら

あります。

その5

健康状態の定期的確認

正しく勤務時間を記録

した結果、「特定業務従

事者の健康診断」の対象

者となったら、きちんと健康診断を受診しませう。これはご自身の健康状態が異常でないかどうかを確認するために必要なもの、と認識してください。

チェック項目



- ・平日1日あたりの残業時間が4時間以上だった
- ・持ち帰り残業も含め、土日仕事もしていた
- ・不規則な勤務形態だった
- ・深夜労働(午後10時から朝5時)が週2回以上あった

以下は家族や同僚に確認してもらおうことも重要

- ・「疲れた」と言うことが多くなった
- ・長時間労働のため睡眠時間が5時間以下だった
- ・顔色が悪かった
- ・会話が少なくなった
- ・イライラしたり怒りっぽくなったりと情緒が不安定になっていた
- ・仕事や職場の人間関係の悩みをよく話すようになった
- ・好きなこと(趣味・スポーツなど)をしなくなった

組合に相談を

